一般の交通手段の利用が困難な方へ

リフト付福祉タクシー

問い合わせ先

高齢者福祉課　支援係　☎5608-6168
※障害者手帳または愛の手帳をお持ちの方は、障害者福祉課 障害者給付係 ☎5608-6163

電車やバスなどの一般の交通手段を利用することが困難な方が、車いすやストレッチャー（簡易ベッド）のまま利用できるタクシーです。予約するためにはあらかじめ利用登録が必要です。

●対象となる方

区内在住の65歳以上の方で、車いすやストレッチャー（簡易ベッド）を利用しなければ移動できない方

※障害者手帳をお持ちの方は年齢要件はありません。

●利用者の負担金

迎車料金及びストレッチャー代を除く福祉タクシー料金、高速道路利用料金、待ち時間、付き添い料金（必要な方のみ）等





ハンディキャブの貸出し

問い合わせ先

すみだボランティアセンター
東向島2-17-14
☎3612-2940
すみだボランティアセンター分館
緑4-4-12メゾンベール錦糸町1階
☎5638-0510

車いすのまま乗車できる自動車「ハンディキャブ（電動リフト及びスロープ付自動車）」を無料でお貸しします。（ガソリン代は利用者負担）

●対象となる方

日常的に車いすを利用されている方

●利用方法

利用には事前登録が必要です。

なお、利用者の状況を確認するため、職員がご自宅を訪問いたします。

運転手は、利用者で確保する必要がありますが、いない場合は運転ボランティアをお探しすることもできます。